

南会津町緊急経済対策応援給付金 Q & A

《交付対象・要件について》

1-1 「南会津町緊急経済対策応援給付金」はどのような事業者が対象となりますか。

○南会津町内に店舗などを有する中小企業や個人事業者のうち、令和2年3月から令和2年8月までのいずれかの月の売上高が対前年同月比で20%以上減少している事業者が対象となります。

ただし、町内に本社機能がない大型店、国及び県、町等の指定管理や運営費補助などの公的支援を受けている団体、宗教上の組織もしくは団体は除きます。

1-2 最近創業した、又は業務形態を転換するなどして前年同月比と比較ができない場合はどのように比較すればよいですか。

○業歴が3か月以上1年未満の給付対象者、または店舗等の増加、業種の転換等を行った給付対象者で、前年同月との比較ができない場合は、売上減少月と任意の連続した3か月の平均売上高を比較します。

1-3 町内に複数の店舗や事業所がある場合はどうなりますか。

○事業所・店舗ごとではなく、一事業者単位での申請となります。

同一の代表者であっても、経営が異なる場合（法人登記が別々の場合）はそれぞれが対象となります。

1-4 国の各種給付金や県の協力金等との併用はできますか。

○併用可能です。

国の給付金や町の家賃補助に係る交付決定通知書の写しがあれば、申請時の書類添付を一部省略することができます。

1-5 中小企業者等とはどのような企業のことをいいますか。

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（医療法人、NPO法人を含む）のことをいいます。

【中小企業者等の定義】

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②~④)を除く	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

1-6 町外に本店(本社)はありますが、南会津町内に住所を有する店舗等は給付対象となりますか。

○企業全体として「問1-5」で示した中小企業者等の定義を満たしている場合は給付の対象となります。

町外に本店(本社)がある場合は、資本金、常時使用する従業員が確認できる資料を添付してください。

また、売上額は、会社全体の売上ではなく、町内にある店舗等の売上額を比較してください。

1-7 町外で事業を行っている南会津町民ですが、支給の対象となりますか。

○南会津町内に事業拠点を有し、事業収入(売上)を得ている方が対象となります。

1-8 サラリーマンですが、副業があり、確定申告を行っています。給付の対象となりますか。

○自営業者(会社員以外の方で自ら事業を行っている方)のみが対象となります。収入の半分以上が「事業収入」であるかどうかで判断します。

1-9 農家は対象となりますか。

○個人で営む農家の方は対象となりませんが、農業法人など、法人格を有する事業者であれば対象となります。

《給付金額・要件について》

2-1 給付額はいくらになりますか。

○1事業者あたり 10万円です。

さらに雇用加算金として、令和2年3月から8月までのいずれかの月の売上が前年同月比50%以上減少し、かつ常時使用する従業員を1名以上雇用する事業者は、雇用人数に応じて給付金を加算します。

前年同月比で50%以上売上が減少し、かつ常時使用する従業員を1名以上雇用している場合は、別紙1「常時使用する従業員名簿(確認表)」を申請書に添付してください。

売上要件	常時使用する従業員数	給付金
対前年同月比 ▲20%	—	10万円
対前年同月比 ▲50%	雇用なし	10万円
	1人以上4人以下	30万円
	5人以上	50万円

2-2 常時使用する従業員とはどのような人のことですか。

○個人事業主や家族従業員、会社役員を除き、期間の定めがなく雇用されている人、雇入れから1年以上引き続き雇用されている、又は雇用が見込まれる人をいいます。

2-3 給付金を現金でもらうことはできませんか。

○現金での給付は行っておりません。指定口座への口座振込みでの支払いとなります。

《申請方法・添付書類について》

3-1 申請期間はいつになりますか。

○令和2年6月22日（月）から令和2年9月30日（水）までとなります。

3-2 申請の方法は。

○申請様式に必要な書類を添えて、原則郵送により提出ください。

申請様式は、南会津町役場1階多目的ホール、各総合支所振興課、南会津町商工会で配付しています。

また、町ホームページからもダウンロードが可能です。

3-3 申請後、どのくらいの期間で給付されますか。

○申請書受理後、2～3週間程度での給付を予定しています。（書類に不備等がない場合に限りです。）

申請書及び添付書類に不備がある場合は、担当者から連絡させていただきます。

3-4 給付が決定した場合、その通知はありますか。

○給付決定した場合は、指定口座への振込みをもって、給付金の交付決定及び振込通知に代えさせていただきます。

なお、不交付となる場合のみ書面で通知いたします。

3-5 申請に必要な書類は何ですか。

- 申請様式に必要な事項を記入し、下記の添付書類を添えて提出願います。
- ① 振込先口座が確認できる書類（通帳の写し）
※通帳の表面と1頁開いた見開きの部分をコピーして、添付願います。
 - ② 減少月の売上が確認できる書類（売上台帳等の写し）
 - ③ 確定申告書の写し
 - ④ 開業届、営業許可証などの事業所の実態が確認できる資料の写し
※創業後1年未満の事業所及び事業拡大した事業所のみ
 - ⑤ 常時使用する従業員名簿（※売上減少が50%以上かつ雇用がある場合）
 - ⑥ 売上減少が50%以上の場合、国の持続化給付金交付決定通知の写し
※この場合、②③⑦の添付は不要
 - ⑦ 売上減少が50%未満の場合、南会津町商業等持続化緊急対策事業補助金の交付決定通知の写し又は中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による町の認定書の写し
※この場合、②③⑥の添付は不要

3-6 確定申告書の控えに收受印が無い、または e-tax で申告していた場合は。

- 提出していただく確定申告書の写しは必ず收受印が押印されているものを提出願います。
- 收受印が無いものをお持ちの場合は、申告先（税務署又は税務課）で手続きを行ってください。
- e-tax の場合は、「受信通知」を併せて提出してください。

3-7 確定申告の義務がないため、申告書の写しが添付できない場合は。

- 月別の売上が確認できる資料のほか、開業届、営業許可書等の事業実態が確認できる資料を提出してください。

《その他》

4-1 この給付金は課税の対象となりますか。

- 税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業主の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、課税対象となりません。